

石川県公報

令和3年7月16日（金曜日）

号 外

（第 49 号）

目 次

選挙管理委員会
○中能登町長選挙の当選の効力に関する審査申立てに関する裁決

1

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第49号

石川県鹿島郡中能登町小竹工部136番地家田徹から提起された令和3年3月21日執行の中能登町長選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、令和3年7月14日、当委員会は次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定により告示する。

令和3年7月16日

石川県選挙管理委員会

裁 決 書

石川県鹿島郡中能登町小竹工部136番地
審査申立人 家田 徹

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和3年5月20日付けで提起された令和3年3月21日執行の中能登町長選挙（以下「本件町長選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、石川県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

第1 審査申立ての要旨

申立人は、本件町長選挙について、令和3年4月5日付けで中能登町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対し、当選の効力に関する異議の申出を行ったところ、町委員会は同年4月27日、この異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行った。

申立人は、原決定を不服として、これを取り消し、本件町長選挙の当選人宮下為幸（以下「当選人」という。）の当選が無効である旨の裁決を求めている。

申立人から提出された申立書から、その理由とするとところを要約すれば、次のとおりである。

- 当選人が当時の中能登町長を選挙責任者として立候補を声明し、告示までの間、有権者への戸別訪問を行った。
- 告示後も当時の中能登町長を選挙責任者として不公正な票集めをした。
- 当選人を現職の自民党公明党系統の町会議員8名、改革派であるべき立憲民主党の鹿島郡選挙区選出の県議、町の補助金等を受けている町内の各区長、町会長、業界組織等が推薦、支持、支援し、自由で民主的であるべき町民、有権者の組織を悪用して、有権者の自由意志、公明且つ適正を奪った。
また、町委員会からの弁明書の提出を経て、申立人から反論書の提出があり、その内容を精査したところ、次のとおり申立理由の追加があったことが認められる。
- 当選人が立候補に際して提出した文書に記載された住所が二種類あり、明らかな不正である。
- 公費助成の選挙ポスターについて、不当に高額な印刷費で談合契約、発注作成している。
- 本件町長選挙後に提出された当選人の選挙運動費用収支報告書について、町長選挙の立候補者であるのに、同日に行われた中能登町議会議員補欠選挙の様式が使われたものが殆ど無審査で受付され、公開されている。

7 当選人が立候補届出の際に記載した職業について、別途公開された情報にその記載が無いことから、経歴詐称より重大な当選無効の要件である。

なお、申立人のその他の主張は、いずれも本件町長選挙に関するものではないことは明らかであり、審理の対象から除外した。

第2 裁決の理由

当委員会は、申立人の本件申立てを適法なものとして認め、これを受理し、町委員会からは弁明書及び本件町長選挙における事実を証する書類を徴し、また、申立人からは反論書を徴し、慎重に審理を行った。

ところで、本申立は、本件町長選挙の当選人の当選の無効を主張するものであるが、当選の効力に関する争訟は、選挙が有効に行われたことを前提とするものであり、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第209条の規定によれば、当選の効力に関する審査申立においても、当該選挙について選挙の規定に違反することがあり、それが選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合は、当該選挙管理委員会は、その選挙の全部又は一部を無効とする旨の決定をしなければならない旨定められている。

このため、本件審理では、まず、申立人の主張が選挙の無効原因となり得るかを判断した上で、更に当選の効力について判断することとする。

1 選挙の効力について

およそ選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限定されている。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する機会が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もっとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（最高裁判所昭和61年2月18日判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうもの」（最高裁判所昭和29年9月24日判決）とされている。

当委員会は、こうした観点に立ち、申立人の主張が選挙の無効原因となり得るか否かについて、次のとおり判断する。

(1) 申立理由の1、2について

申出人は、本件町長選挙に関し、立候補者である当選人が戸別訪問を行ったこと、あるいは不公正な票集めを行ったことを主張しているものと認められるが、具体的な根拠が示されていない上、当委員会の調査によっても、申立人が主張するような特段の事実が確認されなかった。

(2) 申立理由の3について

申出人は、町議会議員8名と鹿島郡選挙区選出の県議会議員が当選人を推薦、支持及び支援したと主張しているが、その事実及び、町議会議員8名と当該県議会議員がその地位を利用して当選人に関する選挙運動を行ったという事実を証する具体的な根拠が示されていない。

(3) 申立理由の4について

申立人の資料、町委員会からの物件提出及び質問に対する回答によると、当選人から本件町長選挙に関し提出のあった各種届出のうち、供託書に記載された住所について、「石川県鹿島郡中能登町徳丸カ部15番地1」であるべきところ、「石川県鹿島郡中能登町徳丸カ部15番地」となっていることが確認できる。

このことから、当選人が金沢地方法務局七尾支局に供託の届出を行った際に、住所の記載を誤り、その供託書が立候補届出に添付され、選挙長に受理されたことが窺える。

ところで、本件町長選挙を含む選挙長の立候補届出の受理に際しての審査義務については、「選挙長は、形式的審査権を有するが、実質的審査権は有しない」（最高裁判所昭和28年5月15日判決）とされており、立候補届出にあたっては、必要事項の記載がされているか、添付書類がそろっているか等の形式的審査を行うこととさ

れ、記載内容が真実であるかどうかを審査することは実質的審査に属するものとして、自ずから区別される。

立候補届出に添付される書類のうち、供託書については、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第2項第1号イにおいて、「法第92条第1項の規定による供託をしたことを証明する書面(公職の候補者となるべき者の氏名が記載されたものに限る。)」と規定されているものであり、住所の記載に一部誤りがあることのみをもって、立候補届出に添付される書類としての形式的な要件を欠いているということとはできない。

このため、当該住所の記載誤りによって、選挙の規定に違反するおそれが生じたとする特段の事情は認められない。

(4) 申立理由の5について

町委員会からの物件提出及び質問に対する回答によると、当選人の選挙ポスターの選挙公営に係る事務処理は、法第143条第15項に基づく「中能登町議会議員及び中能登町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」等、法令に則り実施されており、選挙の規定に違反するおそれが生じたとする特段の事情は認められない。

(5) 申立理由の6について

町委員会からの物件提出及び質問に対する回答によると、選挙後、当選人が選任した出納責任者より提出のあった「選挙運動費用収支報告書」の一部に、同日に実施された中能登町議会議員補欠選挙の報告書様式が使われており、後日、同出納責任者からの申出により訂正されたことが確認できる。

しかしながら、このことにより、本件町長選挙の結果に異動を及ぼすおそれが生じたとする特段の事情は認められない。

(6) 申立理由の7について

申立人の申立の根拠となっている新聞記事は、当選人を含む県内地方公共団体の市町長等が作成、公開した資料を報道機関がまとめたものであり、そのうち当選人にかかる部分については、「政治倫理の確立のための中能登町長の資産等の公開に関する条例」に則り当選人が作成、公開したものを根拠としている。

町委員会を通じ中能登町に確認した結果によると、報道された項目のうち、所得等報告については、同条例第3条において、当該報告の作成対象者を「前年1年間を通じて町長であった者」に限定しており、また、関連会社等報告についても、同条例第4条において、作成の条件を「町長が対象年の4月1日において、報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合」としていることから、同町長の任期の始期が令和3年4月3日である当選人において作成、公開をしていないものである。

以上のとおり、本件町長選挙における申立人の主張は、選挙の無効原因に該当しない。

2 当選の効力について

当委員会は、前述のとおり、申立人の主張が選挙の無効原因に該当しない旨判断したことから、選挙が有効に行われたことを前提として、当選の効力について判断する。

およそ当選の効力に関する争訟においては、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」(名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決)とされている。

よって、当選の効力に関する争訟における当選無効原因としての違法事由は、当選人決定についての違法事由のみに限られていると解されているところであるが、申立人の主張は、既に述べた当選争訟における当選の無効原因のいずれにも該当しない。

また申立人は、当選人が違法に選挙運動を行っており、そのことを理由として当選が無効である事を主張しているが、「候補者が違法な選挙運動を行っても、そのために刑に処せられない以上、その者の当選が無効となるものではない。したがって、当選無効訴訟において当選人が選挙犯罪に該当する行為をしたか否かを審理判断してこれを理由にその当選を無効とすることはできないものである」(仙台高等裁判所平成3年12月26日判決)と判示されている。

従って、申立人の主張には理由がない。

以上のことから、本件町長選挙に係る当選の効力に関する申立人の主張には理由がなく、また、本件町長選挙を無効とする場合にも該当しないことから、申立人の異議の申出を棄却した町委員会の決定に誤りはない。

よって、当委員会は主文のとおり決定する。

令和3年7月14日

石川県選挙管理委員会
委員長 坂 井 美 紀 夫